

千葉県弁護士会主催シンポジウム

少年の立ち直りのために 大人たちができること

～少年法適用年齢引下げについて考えるシンポジウム～

2017年**11月23日** (木・祝日) **13:00～16:00**

【場所】千葉県弁護士会館3階講堂 (千葉市中央区中央4丁目13番9号)

■ 第一部 基調報告

「少年法年齢引き下げの議論状況の報告」

日本弁護士連合会子どもの権利委員会
少年法・裁判員対策チーム座長

弁護士 金矢 拓氏

■ 第二部 基調講演

「非行少年の立ち直りに必要なこと」

熊本大学法学部教授 (刑事政策・少年法専攻)

岡田行雄氏

■ 第三部 パネルディスカッション

前衆議院議員 (平成29年10月12日現在)

田嶋 要氏

セリエコーポレーション代表
(日本財団再犯防止プロジェクト参加企業)

岡本昌宏氏

ハートピア故郷苑施設長

渡邊正行氏

熊本大学法学部教授

岡田行雄氏

主催：千葉県弁護士会

共催：日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会

お問い合わせ：千葉県弁護士会子どもの権利委員会

TEL：043-227-8431



選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを契機に、少年法の適用年齢も20歳から18歳へ引き下げようとする議論が始まっています。

このシンポジウムでは、18歳・19歳の非行少年の就労を支援している方々の話を聞き、少年法の適用年齢が引き下げられた場合にどのような影響があるかを考えていきたいと思えます。

**入場
無料**

(申込不要)

